



2026年4月15日

各位

会社名 株式会社 Zenmu Tech
代表者名 代表取締役社長 CEO 阿部 泰久
(コード番号: 338A 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 兼 CWO 酒井 茂輝
(TEL.03-6260-6195)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行(以下「本新株式発行」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

| | |
|---------------------------------|-------------------------|
| (1)払込期日 | 2026年5月14日 |
| (2)発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,000株 |
| (3)発行価額 | 1株につき2,462円 |
| (4)発行総額 | 9,848,000円 |
| (5)株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数 | 当社監査等委員である取締役 2名 4,000株 |

2. 発行の目的及び理由

当社は、2026年2月18日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)及び監査等委員である取締役(以下総称して「対象取締役」といいます。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしました。

また、2026年3月26日開催の第12期定時株主総会において、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)に対して年額3,000万円以内(うち社外取締役分は年額1,000万円以内、使用人分給与は含みません。)、監査等委員である取締役に対して年額2,000万円以内とすること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、取締役に対して年6,000株以内(当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、現在は12,000株以内)、監査等委員である取締役に対して年4,000株以内(当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、現在は8,000株以内)とすること等につき、ご承認をいただいております。

当社は、本日開催の取締役会において本制度の目的、当社の業績、その他諸般の事情を勘案の上、対象取締役2名に対し、金銭報酬債権合計9,848,000円(以下「本金銭報酬債権」といいます。)を支給し、対象取締役が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産とすることで、当社普通株式4,000株を割当ててことを決議いたしました。

3.譲渡制限付株式割当契約の概要

本新株式発行に伴い、当社と対象取締役は、個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、2026年5月14日(払込期日)から2027年5月13日までの間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」といいます。)

(2)譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、当社の取締役会が正当と認める理由(療養・親族の介護または養育・任期の満了・定年等)がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点(以下「期間満了時点」といいます。)において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとする。

(3)譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、期間満了時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由(療養・親族の介護または養育・任期の満了・定年等)により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数12で除した数(ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。)に当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端株が生

ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額については、恣意性を排除するため、2026年4月14日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,462円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上